

平成28年6月8日

女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析の結果について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、次のとおり女性職員の職業生活における活躍に関する状況把握と課題分析を行った。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条に基づき、女性の職業選択に資する情報として京極町職員の状況を公表する。

1 年次休暇等の取得率

■職員一人あたりの年次有給休暇取得日数（全部局 平成27年実績）

平成27年の職員一人あたりの年次有給休暇取得日数は、全職員では7.8日、男性職員は8.2日、女性職員6.9日となり、取得率は39.1%である。

全職員	うち男性職員	うち女性職員	取得率
7.8日	8.2日	6.9日	39.1%

2 超過勤務の状況

■職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間（全部局 平成27年度実績）

平成27年度の職員一人あたりの各月ごとの超過勤務時間は、月平均10.5時間である。最も多いのは、4月で20.6時間となっているが、これは統一地方選挙が執行されたためである。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月平均
一人あたり 超過勤務時間	20.6	6.3	7.9	11.5	11.7	6.0	7.7	7.7	11.0	11.7	11.0	12.5	10.5

3 男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数

■男性の配偶者出産休暇等の取得率

男性職員の配偶者出産休暇の取得率の平成23年から平成27年の取得率の平均値は、57.1%である。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	平均値
取得率	100.0%	0.0%	0.0%	66.7%	100.0%	57.1%